

令和2年4月

定例教育委員会議案

# 臼杵市教育委員会

## 令和2年4月定例教育委員会付議議案 目次

報告第 5号	専決処分の承認を求めることについて-----	1
	(教職員（小・中学校）の内申について)	
報告第 6号	専決処分の承認を求めることについて-----	2
	(臼杵市幼児教育アドバイザーの委嘱について)	
報告第 7号	専決処分の承認を求めることについて-----	3
	(臼杵市総括安全衛生推進委員（学校職員産業医）の委嘱について)	
報告第 8号	専決処分の承認を求めることについて-----	4
	(臼杵市社会教育委員を委嘱について)	
第34号議案	臼杵市教育委員会に係る行政手続のオンライン化に関する規則の一部改 正について-----	5
第35号議案	令和2年度臼杵市社会教育基本方針を定めることについて-----	6

# 報告第6号

## 専決処分の承認を求めるについて

臼杵市幼児教育アドバイザーを委嘱することについて、下記のとおり専決処分をしたので、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき報告し承認を求める。

令和2年4月28日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

臼杵市幼児教育アドバイザーの任期満了に伴い、臼杵市幼児教育推進協議会設置要綱第3条第3項の規定に基づき、下記の委員に委嘱する。

### 記

#### 臼杵市幼児教育アドバイザー

	氏名	年齢	性別	住所	所属	備考
1	田中 洋	63	男	大分市	大分大学教育福祉科学部 准教授	再任
2	垂井 美千代	75	女	臼杵市	臼杵市乳幼児期家庭教育学級にじっこ講師	再任
3	内野 真奈美	56	女	豊後大野市	大分県認定こども園連合会副会長	再任
4	河野 麻美	44	女	臼杵市	臼杵市協育コーディネーター読書推進担当	新任
5	安東 律子	62	女	臼杵市	臼杵市協育コーディネーター家庭教育担当	新任

任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日

### 理由

臼杵市幼児教育基本方針“臼杵っこ”育ての羅針盤の周知徹底を図り幼児教育の充実発展を図るため、幼児教育アドバイザーを委嘱する必要があるため。

# 報告第7号

## 専決処分の承認を求ることについて

臼杵市総括安全衛生推進委員（学校職員産業医）を委嘱することについて、下記のとおり専決処分をしたので、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき報告し承認を求める。

令和2年4月28日提出

臼杵市教育委員会教育長 安東雅幸

専決年月日 令和2年4月1日

専決の内容 任期満了に伴い、臼杵市立学校職員安全衛生管理規程第9条の規定に基づき、令和2年4月1日付けで下記の者に委嘱する。

記

学校職員産業医

	氏名	年齢	性別	住所	所属	備考
1	わたなべ 渡邊 扶喜子	54	女	臼杵市	渡辺内科クリニック	委嘱
2	うえだ 植田 聰	42	男	大分市	植田内科クリニック	委嘱

任期：令和2年4月1日～令和3年3月31日

### 理由

臼杵市立学校職員安全衛生管理規程による委員を委嘱し、総括安全衛生推進委員会を開催する必要があるため。

# 報告第8号

## 専決処分の承認を求めるについて

臼杵市社会教育委員を委嘱することについて、下記のとおり専決処分をしたので、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき報告し承認を求める。

令和2年4月28日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

任期途中で所属団体の役員交代が生じ、変更の届け出を受けたため、臼杵市社会教育委員を、社会教育法第15条及び臼杵市社会教育委員条例（平成17年条例第201号）第3条の規定に基づき、令和2年4月1日付で下記の者に委嘱する。

### 記

#### 1. 臼杵市学校校長会（小学校）

（変更前）板井 靖之

（変更後）山本 隆士

#### 2. 臼杵市学校校長会（中学校）

（変更前）山田 晃世

（変更後）東 克彦

任期 令和2年4月1日～令和3年5月31日

（前委員の残任期間とする）

### 理由

任期途中で所属団体からの変更の届出があったため。

## 第34号議案

### 臼杵市教育委員会に係る行政手続のオンライン化に関する規則の一部改正について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）  
第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

令和2年4月28日提出

臼杵市教育委員会教育長 安東雅幸

### 臼杵市教育委員会規則第 号

### 臼杵市教育委員会に係る行政手続のオンライン化に関する規則の一部を改正する規則

臼杵市教育委員会に係る行政手続のオンライン化に関する規則（平成17年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

臼杵市教育委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則  
本則中「臼杵市行政手続オンライン化条例施行規則」を「臼杵市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 理 由

行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律（オンライン化法）及び臼杵市教育委員会が準拠する臼杵市行政手続オンライン化条例並びに同施行規則の改正に伴い、臼杵市教育委員会においても「臼杵市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則」として改正が必要であるため提出する。

## 第35号議案

### 令和2年度臼杵市社会教育基本方針を定めることについて

令和2年度臼杵市社会教育基本方針を定めることについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第1項第1号の規定に基づき議決を求める。

令和2年4月28日提出

臼杵市教育委員会教育長 安東雅幸

#### 理由

令和2年度臼杵市社会教育基本方針を定める必要があるため